

議案第 33 号

橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について

橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例

橋本市事務分掌条例(平成18年橋本市条例第8号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の内部組織(以下「部」という。)を置く。</p> <p><u>総合政策部</u> 総務部 市民生活部 健康福祉部 経済推進部 建設部 上下水道部</p> <p>2 前項に規定する部のほか、市長の権限に属する事務を分掌させるため、<u>危機管理室</u>を置く。</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する部の事務分掌の概要は、次のとおりとする。</p> <p><u>総合政策部</u></p> <p>(1) <u>総合計画及び進行管理に関すること。</u> (2) <u>重要施策の調整に関すること。</u> (3) <u>組織に関すること。</u> (4) <u>国際交流に関すること。</u> (5) <u>市民協働に関すること。</u> (6) <u>渉外及び秘書に関すること。</u> (7) <u>広報及び広聴に関すること。</u> (8) <u>人事及び研修に関すること。</u> (9) <u>給与及び福利厚生に関すること。</u></p> <p>総務部</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の内部組織(以下「部」という。)を置く。</p> <p>総務部 市民生活部 健康福祉部 経済推進部 建設部 上下水道部</p> <p>2 前項に規定する部のほか、市長の権限に属する事務を分掌させるため、<u>政策企画室、秘書広報課及び危機管理室</u>を置く。</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する部の事務分掌の概要は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p>

<p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 情報化の推進に関すること。 (16) 電子計算組織の管理運営に関すること。 (17) 他の部及び危機管理室に属さないこと。</p> <p>市民生活部～上下水道部 略</p>	<p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 人事及び研修に関すること。 (16) 給与及び福利厚生に関すること。 (17) 情報化の推進に関すること。 (18) 電子計算組織の管理運営に関すること。 (19) 他の部並びに政策企画室、秘書広報課及び危機管理室に属さないこと。</p> <p>市民生活部～上下水道部 略 (政策企画室の事務分掌)</p> <p>第3条 政策企画室の事務分掌の概要は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総合計画及び進捗管理に関すること。 (2) 重要施策の調整に関すること。 (3) 組織に関すること。 (4) 国際交流に関すること。 (5) 市民協働に関すること。 (秘書広報課の事務分掌)</p> <p>第4条 秘書広報課の事務分掌の概要は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 渉外及び秘書に関すること。 (2) 広報及び広聴に関すること。</p> <p>第5条～第7条 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(橋本市特別職報酬等審議会条例の一部改正)
- 2 橋本市特別職報酬等審議会条例(平成18年橋本市条例第58号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第6条 審議会に関する庶務は、総合政策部職員課において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第6条 審議会に関する庶務は、総務部職員課において処理する。</p>